平成23年度税制改正(租税特別措置)要望事項 (新設)・拡充・延長)

(厚生労働 省・庁)

		- 「厚生方側 旬・ け) 				
制	度名	後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴う税制上の所要 の措置				
税	目	所得税・法人税・消費税・印紙税				
要		後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴い税制上の所要の措 を講ずるもの。				
望						
Ø						
内		ー 百万円 平年度の減収見込額 (— 百万円)				
容		(制度自体の減収額)				
新設	• 民	改策目的 民主党マニフェストにおいて「後期高齢者医療制度は廃止し、2013年 から新しい高齢者医療制度をスタートさせます。」とされており、後期高				
		齢者医療制度の廃止及び新たな制度の創設に伴い必要な税制上の措置を講ず				
拡						
充						
又						
は		を を を の必要性 を ののでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、				
延		後期高齢者医療制度は廃止することとしており、現在新たな制度について 対をしているところである。				
長	後	後期高齢者医療制度については、所得税において、後期高齢者医療制度の 食料が社会保険料控除として所得控除されるなど、納税者の負担が過大と				
を	なら	らないようにする等の趣旨から税制上の所要の措置が講じられているとこ であり、新たな制度の創設に当たっても、税制上の所要の措置を講ずる必				
必		がある。				
要						
٤						
す						
る						
理						
由						

	1	T	
	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること施策目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること施策目標 10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		政 策 の 達成目標	・ 後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度を創設すること により、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築する こと
今		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
回 の		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
要望		政策目標の 達 成 状 況	_
に関	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
B	効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	・ 新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築することにつながる。
る事	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥 当 性	・ 新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置を講じることは、被保険者等の税負担の均衡を図る観点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考える。

これまでの	租税特別 措 置 の 適用実績	_
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
週用実績と効果に	前回要望時 の達成目標	
2関連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		